

# 令和6年度 高梁市水質検査計画



(和田・神崎・陰地配水区（神崎系） 第3水源池)

## 水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

## 水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 水質検査の精度と信頼性保証
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査の公表
- 10 関係機関との連携

高梁市上下水道課では、水質検査の適正化や透明性を確保するために、検査の地点、項目、頻度とその理由を明記した令和6年度の水質検査計画を策定しました。

## 1 基本方針

- (1) 採水地点は、水質基準が適用される給水栓（浄水）及び水源（原水）とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針に基づくクリプトスボリジウム指標菌、クリプトスボリジウムとします。
- (3) 検査頻度
  - 1) 配水系統ごとに給水栓で、色、濁り及び消毒の残留効果について1日1回実施します。
  - 2) 水道設備について、給水栓で水道法施行規則に基づき水質基準項目及び水道管理目標設定項目を検査します。なお、全ての項目について年1回検査を実施する他、該当する項目について1箇月もしくは3箇月に1回検査を実施します。
  - 3) 水道設備について、水源原水で年1回消毒副生成物を除く全ての基準項目検査を実施します。
  - 4) 水道設備について、水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針に基づき原水の指標菌検査を毎月実施するとともに、年4回以上原水のクリプトスボリジウム検査を実施します。
  - 5) 水質監視地点において、年1回原水の水質管理目標設定項目の検査を実施します。  
※水質監視地点…和田・神崎・陰地配水区（和田系）第2水源池、有漢町配水区第2市場浄水場、中配水区中浄水場、川合配水区川合浄水場、黒鳥配水区黒鳥取水場

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況（令和4年度末現在）

区分	内容	区分	内容
行政区域内人口	27,358人	配水量	年間 3,707,486 m <sup>3</sup>
給水世帯	12,270世帯		1日平均 10,157 m <sup>3</sup>
給水人口	26,137人		1日最大 14,126 m <sup>3</sup>
普及率	95.5%	計画給水量（1日最大）	
			17,101 m <sup>3</sup>

### (2) 水源、浄水場の名称、浄水処理方法及び計画浄水量

配水区名称	水源	浄水施設名	処理方法	計画浄水量 (m <sup>3</sup> /日)
和田・神崎・陰地配水区 (和田系)	第1水源	第1水源池	塩素処理	-
	第2水源			
和田・神崎・陰地配水区 (神崎系)	第3水源	第3水源池	紫外線処理、塩素処理	2,061
	第4水源			
和田・神崎・陰地配水区 (陰地系)	第5水源	第5水源池	塩素処理	1,250
津川配水区	津川第1水源	津川浄水場	除マンガンろ過、塩素処理	241
	津川第2水源			
川面・巨瀬配水区 (川面系)	川面第1水源	川面第2水源池	紫外線処理、曝気処理、塩素処理	680
	川面第2水源			
川面・巨瀬配水区 (巨瀬系)	巨瀬水源	巨瀬浄水場	紫外線処理、曝気処理、塩素処理	378
宇治配水区	宇治水源	宇治浄水場	活性炭ろ過、紫外線処理、塩素処理	250
中井配水区	中井水源	中井浄水場	急速ろ過、活性炭ろ過、塩素処理	320
松山配水区	檜井ダム	松山浄水場	急速ろ過、活性炭ろ過、塩素処理	130
松原・落合配水区	福地水源	福地浄水場	曝気、急速ろ過、塩素処理	490
有漢町配水区	第1取水井			
	第2取水井	市場浄水場	緩速ろ過、塩素処理	220
	第3取水井	第2市場浄水場		
	第4取水井			
吹屋配水区	吹屋水源	吹屋浄水場	急速ろ過、活性炭ろ過、塩素処理	140
中配水区	中水源	中浄水場	曝気、急速ろ過、塩素処理	330

配水区名称	水源	浄水施設名	処理方法	計画浄水量 (m <sup>3</sup> /日)
坂本配水区	坂本水源	坂本浄水場	膜ろ過、活性炭ろ過、塩素処理	110
成羽配水区	岡山県広域水道 企業団	-	-	-
川上配水区	大竹ダム 轟水源	高山浄水場	急速ろ過、オゾン処理、 活性炭ろ過、塩素処理	1,160
川合配水区	川合水源	川合浄水場	急速ろ過、活性炭ろ過、塩素処理	60
高山市配水区	高山市第1水源 高山市第2水源	高山市浄水場	緩速ろ過、塩素処理	60
黒鳥配水区	黒鳥水源	黒鳥浄水場	硬度処理、緩速ろ過、塩素処理	320
平川配水区	平川水源	平川浄水場	急速ろ過、活性炭ろ過、塩素処理	140
平川北配水区	平川北水源	平川北浄水場	緩速ろ過、塩素処理	30
平川東配水区	平川東水源	平川東浄水場	緩速ろ過、塩素処理	60
田原配水区	田原水源	田原浄水場	急速ろ過、塩素処理	120
湯野・西山配水区	西谷川	西油野浄水場	緩速ろ過、塩素処理	240

※和田・神崎・陰地配水区（和田系）・有漢町配水区・成羽配水区は、岡山県広域水道企業団より受水あり。

### 3 水道の原水の状況

高梁市の水道設備の水源は、表流水、湖水、地下水（浅井戸）、岡山県広域水道企業団からの浄水受水からなっており、概ね清浄な水質を保っています。ただし、クリプトスポリジウムによる汚染のおそれがあるため、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき指標菌検査及びクリプトスポリジウム検査を実施します。なお、水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び注目しなければならない項目を示しました。

#### 原水の状況

水道名	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき事項
和田・神崎・陰地配水区 (和田系)	地質由来 降雨時の濁度の上昇	蒸発残留物、フッ素
和田・神崎・陰地配水区 (神崎系)	地質由来	硬度、蒸発残留物、フッ素
和田・神崎・陰地配水区 (陰地系)	地質由来	硬度、蒸発残留物
津川配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物、フッ素
川面・巨瀬配水区 (川面系)	地質由来	硬度、蒸発残留物

水道名	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき事項
川面・巨瀬配水区 (巨瀬系)	地質由来	硬度、蒸発残留物、フッ素
宇治配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物、アルミニウム
中井配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物
松山配水区	地質由来 藻類の発生	—
松原・落合配水区	地質由来 降雨時の濁度の上昇	硬度、蒸発残留物、アルミニウム
有漢町配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物、ヒ素、フッ素
吹屋配水区	地質由来 降雨時の濁度の上昇	—
中配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物、アルミニウム
坂本配水区	降雨時の濁度の上昇	—
成羽配水区	—	—
川上配水区	地質由来	—
川合配水区	地質由来	—
高山市配水区	地質由来	蒸発残留物、ヒ素
黒鳥配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物、ナトリウム
平川配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物、ヒ素
平川北配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物
平川東配水区	地質由来	アルミニウム
田原配水区	地質由来	硬度、蒸発残留物、アルミニウム
湯野・西山配水区	地質由来	—

## 4 検査地点

### (1) 給水栓

浄水の検査のために、川面・巨瀬配水区では2箇所、有漢町配水区では3箇所、川上配水区では2箇所、湯野・西山配水区では2箇所、その他の配水区では1箇所、計28箇所を設定しています。

さらに、水道法施行規則第15条第1項に基づく1日1回行う検査は、市内計26箇所を設定しています。

(資料1参照)

### (2) 水源

原水の検査のために、28箇所を設定しています。

(資料1参照)

検査地点一覧表

水道名	浄水	原水
和田・神崎・陰地配水区 (和田系)	和田水源池給水栓	第1水源池 第2水源池
和田・神崎・陰地配水区 (神崎系)	落合地城市民センター給水栓	第3水源池 第4水源池
和田・神崎・陰地配水区 (陰地系)	法務局高梁支局給水栓	第5水源池
津川配水区	津川地城市民センター給水栓	津川第1水源池 津川第2水源池
川面・巨瀬配水区 (川面系)	高倉地城市民センター給水栓	川面第1水源池 川面第2水源池
川面・巨瀬配水区 (巨瀬系)	巨瀬地城市民センター給水栓	巨瀬水源池
宇治配水区	宇治地城市民センター給水栓	宇治水源池
中井配水区	中井地城市民センター給水栓	中井水源池
松山配水区	松山浄水場給水栓	松山浄水場
松原・落合配水区	松原地城市民センター給水栓	福地水源池
有漢町配水区	有漢総合センター給水栓 有漢地域局給水栓 民家給水栓	市場浄水場 着水井 第2市場浄水場 着水井
吹屋配水区	吹屋連絡所給水栓	吹屋浄水場 貯水池
中配水区	中コミュニティセンター給水栓	中浄水場 取水井戸
坂本配水区	坂本コミュニティセンター給水栓	坂本浄水場 原水槽
成羽配水区	成羽地域局給水栓	—
川上配水区	川上地域局給水栓 ひまわり寮	高山浄水場 着水井
川合配水区	ふるさとプラザ給水栓	川合浄水場
高山市配水区	弥高山入口トイレ	高山市浄水場
黒鳥配水区	備中保育園	黒鳥取水場
平川配水区	ひらかわいこいの家給水栓	平川浄水場
平川北配水区	平川北浄水場給水栓	平川北浄水場
平川東配水区	平川東浄水場給水栓	平川東取水場
田原配水区	コミュニティハウス田原荘	田原取水場
湯野・西山配水区	山光園給水栓 笹屋ドレン	西油野浄水場

## 5 水質検査項目及び検査頻度

浄水については、水道法施行規則第15条第1項に基づき水質検査項目及び検査頻度を以下のとおり設定します。（資料2参照）なお、過去の検査の結果により省略が可能とされている項目についても、水質状況の把握のため、年1回検査を実施します。

### (1) 水質検査項目

- 1) 1日1回行う検査  
市内26箇所の給水栓で色、濁り及び消毒の残留効果の検査
- 2) 1箇月に1回実施する項目  
11項目（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度）
- 3) 3箇月に1回実施する項目  
12項目（シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド）  
なお、過去3年間における水質検査の結果、基準値の5分の1を上回り3箇月に1回実施しなければならない項目については、以下のとおりです。

検査実施項目

水道名	採水地点	項目名
和田・神崎・陰地配水区 (和田系)	和田水源池給水栓	蒸発残留物、フッ素、非イオン界面活性剤
和田・神崎・陰地配水区 (神崎系)	落合地域市民センター給水栓	硬度、蒸発残留物、フッ素、 非イオン界面活性剤
和田・神崎・陰地配水区 (陰地系)	法務局高梁支局給水栓	硬度、蒸発残留物、非イオン界面活性剤
津川配水区	津川地域市民センター給水栓	硬度、蒸発残留物、フッ素、 非イオン界面活性剤
川面・巨瀬配水区 (川面系)	高倉地域市民センター給水栓	硬度、蒸発残留物、非イオン界面活性剤
川面・巨瀬配水区 (巨瀬系)	巨瀬地域市民センター給水栓	硬度、蒸発残留物、フッ素、 非イオン界面活性剤
宇治配水区	宇治地域市民センター給水栓	硬度、蒸発残留物、アルミニウム、 非イオン界面活性剤
中井配水区	中井地域市民センター給水栓	硬度、蒸発残留物、非イオン界面活性剤
松山配水区	松山浄水場給水栓	非イオン界面活性剤
松原・落合配水区	松原地域市民センター給水栓	硬度、蒸発残留物、アルミニウム、 非イオン界面活性剤

水道名	採水地点	項目名
有漢町配水区	有漢総合センター給水栓	硬度、蒸発残留物、ヒ素、フッ素、 非イオン界面活性剤
	有漢地域局給水栓	非イオン界面活性剤
	民家給水栓	硬度、蒸発残留物、非イオン界面活性剤
吹屋配水区	成羽公民館吹屋分館給水栓	非イオン界面活性剤
中配水区	中コミュニティセンター給水栓	硬度、蒸発残留物、アルミニウム、 非イオン界面活性剤
坂本配水区	坂本コミュニティセンター給水栓	非イオン界面活性剤
成羽配水区	成羽地域局給水栓	非イオン界面活性剤
川上配水区	川上地域局給水栓	非イオン界面活性剤
	ひまわり寮	非イオン界面活性剤
川合配水区	ふるさとプラザ給水栓	非イオン界面活性剤
高山市配水区	弥高山入口トイレ	蒸発残留物、ヒ素、非イオン界面活性剤
黒鳥配水区	備中保育園	硬度、蒸発残留物、ナトリウム、 非イオン界面活性剤
平川配水区	ひらかわいこいの家給水栓	硬度、蒸発残留物、ヒ素、 非イオン界面活性剤
平川北配水区	平川北浄水場給水栓	硬度、蒸発残留物、非イオン界面活性剤
平川東配水区	平川東浄水場給水栓	アルミニウム、非イオン界面活性剤
田原配水区	コミュニティハウス田原荘	硬度、蒸発残留物、アルミニウム、 非イオン界面活性剤
湯野・西山配水区	山光園給水栓	非イオン界面活性剤
	笹屋ドレン	非イオン界面活性剤

#### 4) 年1回実施する項目

- ア 水質基準に関する省令に定める全51項目から前述の2)、3)を除いた項目
- イ 水質管理目標設定項目全27項目のうち、水質基準項目と重複する6項目及び  
浄水処理過程で二酸化塩素を注入しないため省略できる2項目、農薬類の計9項  
目を除いた18項目（資料3）
- ウ 水質管理目標設定項目に位置づける農薬類の検査については、水稻を対象に散  
布する農薬について、その散布時期に合わせて年2回実施（資料3）
- エ 原水に係る水質検査全39項目（資料2）
- オ 水質監視地点の原水の水質管理目標設定項目（資料3）

## 6 水質検査方法

水質検査は水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた登録水質検査機関に委託して実施します。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（検査方法告示）によって行います。

## 7 水質検査の精度と信頼性保証

水質基準への適合を確認する水質検査は、配水される水の安全性を確認するための検査であり、水道事業者による水質管理を総体として評価する検査でもある為、正確、かつ精度の高いものが必要となります。

水質基準項目については、微生物から化学物質まで多種多様にわたっており、その検査レベルも $\mu\text{g/L}$ といった極微量レベルでの測定が求められることから、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託する検査機関に対して、日本水道協会認定の水道水質検査優良試験所規範(水道 GLP)を取得していること、外部精度管理等による正確かつ精度の高い検査体制が確立され、緊急時での対応可能なことのほか、下記の用件を満足するようっています。

### (1) 水質検査の精度

原則として、基準値及び目標値の1/10以下の値が得られ、基準値及び目標値の1/10付近において、変動係数が無機化合物で10%以内、また有機化合物で20%以内の水質検査を行います。

### (2) 信頼性保証

水道水質検査において、その精度と信頼性の保証は極めて重要であることから、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制が整備され、標準作業書による検査のマニュアル化が行われ、測定者間のバラツキをなくす等、統一的に正確な検査結果を得るための体制が図られている機関に委託することにより、水質検査の信頼性を確保しています。

さらに、精度管理については機関内でも精度管理の評価試験を行わせるとともに、外部が行う精度管理の評価試験を受けさせ、その結果が「不満足」又は「質疑あり」とされるZ値の絶対値が2を超えないよう、精度のよい測定を行わせるなど信頼性の保証に努めています。

## 8 臨時の水質検査

水源などの水に水質変化があり、給水栓の水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

### (1) 水源の水質が著しく悪化したとき

- 1) 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じたとき
- 2) 渇水のとき

### (2) 水源に異常があったとき

- 1) 臭気又は味に著しい変化が生じた場合
  - 2) 魚が死んで多数浮上した場合
  - 3) 塩素消毒のみで給水している水道水源に、ごみや汚泥などの汚物を発見した場合
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

- (4) 净水処理工程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓での安全性が確認されるまで行います。

## 9 水質検査の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を年度末に高梁市ホームページ等で公表します。また水質検査計画は、毎事業年度の開始前までに策定して公表し、高梁市ホームページに掲載します。

## 10 関係機関との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、岡山県備北保健所・日本水道協会岡山県支部と連携して水質検査等、隨時必要な措置をとります。

### 問い合わせ先

高梁市土木部上下水道課

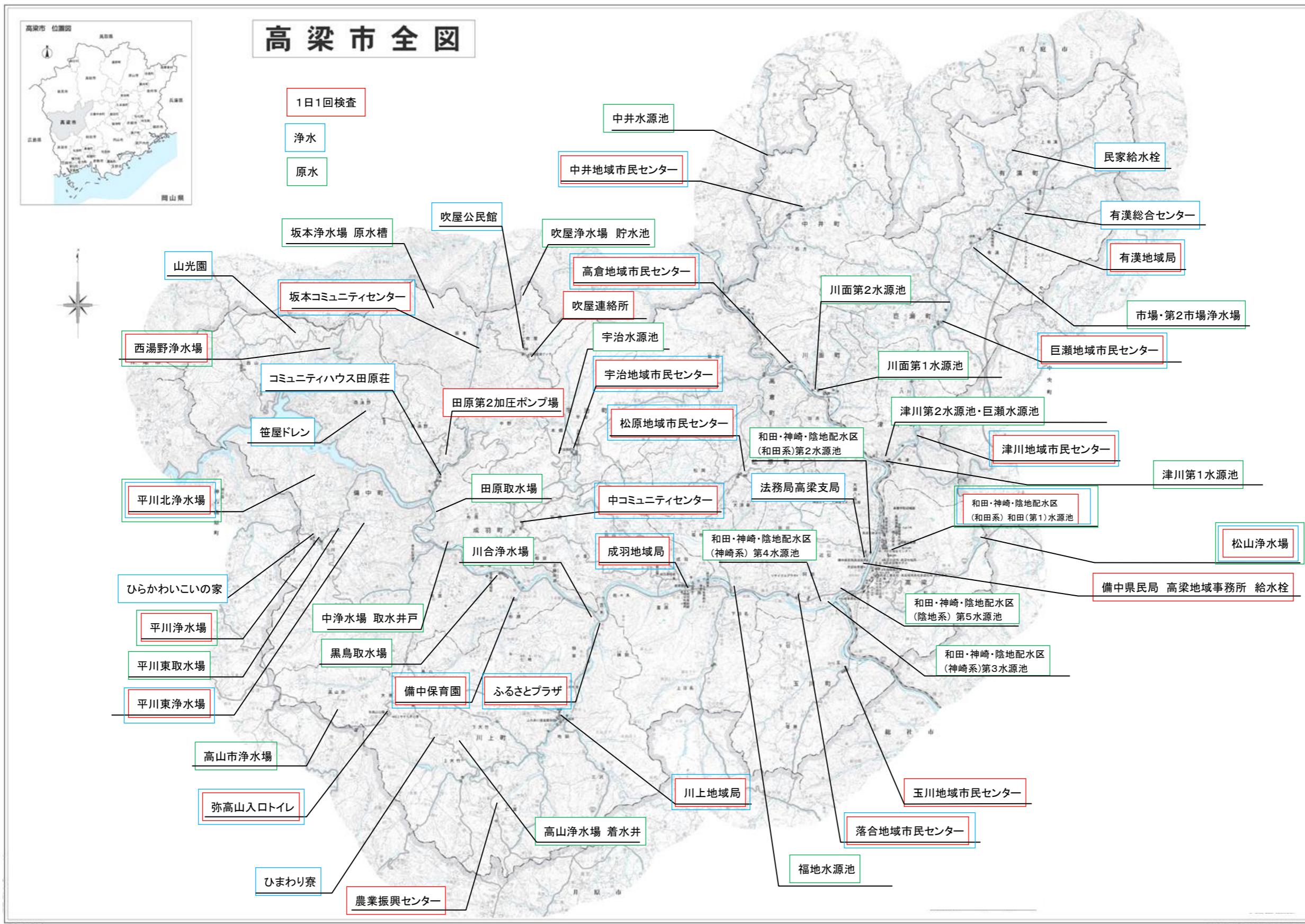
〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地

TEL (0866) 21-0243

FAX (0866) 22-9460

Eメール [jyogesui@city.takahashi.lg.jp](mailto:jyogesui@city.takahashi.lg.jp)

資料1 水質検査地点概要図



資料2 水質検査項目及び検査頻度（回／年）－その1

No	水質基準項目	基準値	単位	和田 (和田系) ・神崎 ・陰地	和田 (神崎系) ・神崎 ・陰地	和田 (陰地系) ・神崎 ・陰地	津川	川面・ 巨瀬 (川面系)	川面・ 巨瀬 (巨瀬系)	宇治	中井	松山
1	一般細菌	100 以下	個/m l	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	0.05 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	m g/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	m g/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	m g/L	4	4	1	12	1	12	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	シスター-1, 2-ジクロロエチレン及び トランスター-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	デトラクロロエチレン	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
30	プロモホルム	0.09 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	4	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1.0 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200 以下	m g/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	m g/L	1	4	4	4	4	4	4	4	1
40	蒸発残留物	500 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4
45	フェノール類	0.005 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3 以下	m g/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12
47	p H 値	5.8~8.6		12	12	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5 以下	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2 以下	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12

資料2 水質検査項目及び検査頻度（回／年）－その2

No	水質基準項目	基準値	単位	松原・落合	有漢（総合セントラル）	有漢（地域局）	有漢（民家）	吹屋	中	坂本	成羽	川上（地域局）	川上（ひまわり寮）
1	一般細菌	100 以下	個/m l	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	mg/L	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	0.05 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	mg/L	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
25	ジプロモクロロメタン	0.1 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
30	プロモホルム	0.09 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	mg/L	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1.0 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200 以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	mg/L	4	4	1	4	1	4	1	1	1	1
40	蒸発残留物	500 以下	mg/L	4	4	1	4	1	4	1	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
45	フェノール類	0.005 以下	mg/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	有機物（全有機炭素TOCの量）	3 以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8～8.6		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5 以下	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2 以下	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

資料2 水質検査項目及び検査頻度（回／年）－その3

No	水質基準項目	基準値	単位	川合	高 山 市	黒 鳥	平 川	平 川 北	平 川 東	田 原	湯野 ・ 西山 ( 山光園 )	湯野 ・ 西山 ( 垂屋 )	全 水 源 ( 原 水 )
1	一般細菌	100 以下	個/m l	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	m g/L	1	4	1	4	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	0.05 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	m g/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	m g/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1※
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	ジス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランスク-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
22	クロロ酢酸	0.02 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
23	クロロホルム	0.06 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
25	ジプロモクロロメタン	0.1 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
26	臭素酸	0.01 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
27	総トリハロメタン	0.1 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
30	プロモホルム	0.09 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1.0 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	m g/L	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200 以下	m g/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	m g/L	1	1	4	4	4	1	4	1	1	1
40	蒸発残留物	500 以下	m g/L	1	4	4	4	4	1	4	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	m g/L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1
45	フェノール類	0.005 以下	m g/L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3 以下	m g/L	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
47	p H 値	5.8～8.6		12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
48	味	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
49	臭気	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
50	色度	5 以下	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
51	濁度	2 以下	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1

※津川第1・第2水源池および巨瀬水源池については、毎月実施

資料3 水質管理目標設定項目及び検査頻度（回／年）

No	項目	目標値	単位	外水の （外水 全監視 水栓以 り）	水質 （水質 全監視 水栓以 り）	水質 （水質 原水 水栓以 り）
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	mg/L	1	—	1
2	ウラン及びその化合物	0.002（暫定）以下	mg/L	1	—	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02（暫定）以下	mg/L	1	—	1
4	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	mg/L	1	—	1
5	トルエン	0.4 以下	mg/L	1	—	1
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.1 以下	mg/L	1	—	1
7	亜塩素酸	0.6 以下	mg/L	注	—	—
8	二酸化塩素	0.6 以下	mg/L	注	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	0.01（暫定）以下	mg/L	1	1	—
10	抱水クロラール	0.02（暫定）以下	mg/L	1	1	—
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下		2	2	—
12	残留塩素	1 以下	mg/L	1	1	—
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10~100	mg/L	注	—	注
14	マンガン及びその化合物	0.01 以下	mg/L	注	注	注
15	遊離炭酸	20 以下	mg/L	1	1	—
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 以下	mg/L	1	—	1
17	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 以下	mg/L	1	—	1
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 以下	mg/L	1	1	1
19	臭気強度（TON）	3 以下		1	1	—
20	蒸発残留物	30~200	mg/L	注	注	—
21	濁度	1 以下	度	注	注	注
22	pH 値	7.5 程度		注	注	注
23	腐食性（ランゲリア指數）	–1 以上とし、極力 0 に近づける		1	1	—
24	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 個以下（暫定）		1	1	—
25	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	mg/L	1	—	1
26	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	mg/L	1	1	—
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) の量の和として 0.00005 以下（暫定）	mg/L	1	—	1

(注) 水質基準項目と重複する 5 項目（硬度、マンガン、蒸発残留物、濁度、pH 値）及び淨水処理過程で二酸化塩素を注入しないため省略できる 2 項目（亜塩素酸、二酸化塩素）の計 7 項目については、実施しません。

農薬類の検査について

水稻を対象に散布する農薬について、以下の項目について給水栓（浄水）で実施します。

No	項目	用途	検査時期	高梁本庁管内	有漢地域局管内	成羽地域局管内	川上地域局管内	備中地域局管内
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	5月	1	1	1	1	1
21	エトフェンプロックス	殺虫剤	8月	1	1	1	1	1
55	ダイムロン	除草剤	5月	1	1	1	1	1
84	フサライト	殺菌剤	8月	1	1	1	1	1
94	プロベナゾール	殺菌剤	5月	1	1	1	1	1
95	プロモブチド	殺菌剤	5月	1	1	1	1	1
113	メフェナセット	除草剤	5月	1	1	1	1	1

資料4 クリプトスボリジウム検査項目及び検査頻度 (回／年)

水道名	クリプトスボリジウム 検査回数	指標菌検査回数 (大腸菌・嫌気性芽胞菌)
和田・神崎・陰地配水区 (和田系)	4 (採水地点…2箇所)	1 2 (採水地点…2箇所)
和田・神崎・陰地配水区 (神崎系)	4 (採水地点…2箇所)	1 2 (採水地点…2箇所)
和田・神崎・陰地配水区 (陰地系)	4	1 2
津川配水区	4 (採水地点…2箇所)	1 2 (採水地点…2箇所)
川面・巨瀬配水区	4 (採水地点…3箇所)	1 2 (採水地点…3箇所)
宇治配水区	4	1 2
中井配水区	4	1 2
松山配水区	4	1 2
松原・落合配水区	4	1 2
有漢町配水区	4 (採水地点…2箇所)	1 2 (採水地点…2箇所)
吹屋配水区	4	1 2
中配水区	4	1 2
坂本配水区	4	1 2
成羽配水区	—	—
川上配水区	4	1 2
川合配水区	4	1 2
高山市配水区	4	1 2
黒鳥配水区	4	1 2
平川配水区	4	1 2
平川北配水区	4	1 2
平川東配水区	4	1 2
田原配水区	4	1 2
湯野・西山配水区	4	1 2